

令和2年11月20日

東京航空局

東京国際空港旧整備場地区使用予定者の選定について

東京国際空港旧整備場地区使用予定者の選定結果を公表します。

選定した東京国際空港旧整備場地区使用予定者(以下、「使用予定者」という。)は、次のとおりです。

使用予定者 : 東京空港交通株式会社

○使用予定者選定方法

使用予定者を選定するため、「東京国際空港旧整備場地区使用予定者選定審査会」(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会において応募書類の審査を行い、使用予定者を選定した。

○審査の概要

1. 応募の状況

令和2年8月21日に募集要項の公表を行い、令和2年10月16日から10月26日までを応募書類受付期間としていたところ、1者から応募があった。

2. 第一次審査(参加・資格要件に関する事項)

応募書類をもとに、応募者の参加・資格要件を確認した。

3. 第二次審査(提案に関する事項)

応募書類をもとに、評価基準に沿って提案内容が問題ないかの確認を行った。

4. 営業者選定

審査会の審査結果を踏まえて、東京空港交通株式会社を使用予定者として選定した。

○使用許可概要及び使用許可期間等

1. 使用許可概要

東京国際空港の旧整備場地区における未利用地について、土地の有効活用を図るため、構内営業に関連して用いる、空港機能を補完する施設を設置し、使用するために国有財産使用許可を受けるもの。

2. 使用許可期間

使用許可期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

また、使用許可を受けた期間中に、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条又は空港管理規則(昭和27年運輸省令第44号)第26条に基づき許可が取り消された場合には、取消日をもって使用許可の期間は終了するものとする。

なお、使用許可の終了(取消含む)時においては、当局は使用者に対して代替地の提供等の補償を行わない。

3. 使用予定者の概要

- (1)事業者名 東京空港交通株式会社
- (2)住所 東京都中央区日本橋箱崎町22番1号
- (3)代表者名 代表取締役社長 内波 謙一
- (4)事業目的

- 1. 航空事業者、航空旅客及びその関係者の自動車運送に関する事業
- 2. 航空手荷物の運送及び保管に関する事業
- 3. 航空旅客の出迎え見送りのミーティングサービス、その他旅客のための便益の助成斡旋に関する事業
- 4. 一般乗合旅客自動車運送に関する事業
- 5. 一般貸切旅客自動車運送に関する事業
- 6. 一般乗用旅客自動車運送に関する事業
- 7. 特定旅客自動車運送に関する事業
- 8. 貨物の自動車運送に関する事業 他

問合せ先：

国土交通省 東京航空局 空港部 管理課

電話：03-5275-9317

FAX：03-3221-3687